

52 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称) 独立行政法人酒類総合研究所 (ホームページ: <https://www.nrib.go.jp/>)

(所在地) 〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3 丁目 7 番 1 号 Tel 082-420-0800 (代表)

(目 的) 独立行政法人酒類総合研究所法 (平成 11 年法律第 164 号) に基づき、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(沿 革) 明治 37 年、酒類の製造技術を科学的に研究する機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和 24 年国税庁の開庁を機に「国税庁醸造試験所」に改組されました。平成 7 年には、「国の行政組織等の移転について」(昭和 63 年閣議決定) により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。平成 13 年 4 月 1 日より独立行政法人となっています。

独立行政法人酒類総合研究所の政策体系図

国 税 庁 の 任 務

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現。

酒類業の健全な発達

主に産業振興の観点から酒類行政の基本的方向性を定め、酒類業の振興及びコンプライアンスの確保に取り組む。

主 な 政 府 方 針 等

酒類製造者の技術基盤の強化

➢ 地方創生 2.0 基本構想 (令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定)

農林水産物・食品の輸出促進

➢ 食料・農業・農村基本計画 (令和 7 年 4 月 11 日 閣議決定)
➢ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 (令和 7 年 5 月 30 日 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議改訂)

科学技術の活用・研究データ基盤整備

➢ 科学技術・イノベーション基本計画 (令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定)
➢ 統合イノベーション戦略 2025 (令和 7 年 6 月 6 日 閣議決定)

酒造技術の伝承

➢ 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録 (令和 6 年 12 月)

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標 (令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間)

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等

・日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資する研究
・AIを活用した高度な分析基盤構築を目指した研究
・輸出環境整備のための輸出酒類等の分析・証明事務 等

酒類製造の技術基盤の強化

・「伝統的酒造り」の要件となる醸造用微生物や、酒類の原料・成分等に関する基盤的研究
・近年の気候変動が酒類原料の醸造特性に与える影響に関する研究
・各地域の取組支援 等

酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

・「伝統的酒造り」に関する酒造技術の伝承や人材育成を目的とした酒類醸造講習及び鑑評会の実施
・海外の酒類教育機関等への協力 等

酒類の品質及び安全性の確保

・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
・業界団体等主催の品質評価会等の支援 等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保

・国税庁から依頼された高度な分析・鑑定業務の受託
・分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究 等

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

・酒類に関する正しい知識・魅力の情報発信やアウトリーチ活動
・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進 等